

環環環対第 5866 号
令和元年 12 月 23 日

大和ハウス工業株式会社
代表取締役 芳井 敬一 様

さいたま市長 清水 勇人



意 見 書

さいたま市環境影響評価条例第 19 条第 1 項の規定により（仮称）D P L 浦和美園新築計画環境影響評価準備書について、下記のとおり意見を述べます。

記

（仮称）D P L 浦和美園新築計画に関する環境影響評価書（以下「評価書」という。）については、次の事項を勘案して作成すること。

1 全体事項

- ・事業の実施に伴う大気質、騒音等の生活環境への影響を可能な限り低減するよう配慮するとともに、今後も継続して実行可能なより良い技術の導入に努めること。また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。
- ・周辺環境の変化等により環境影響の予測の前提条件となる事項に大きな変化が生じた場合や、現時点で予測し得なかった影響が生じた場合は、状況に応じた適切な環境配慮を行うこと。
- ・当該事業を行うにあたって、入居するすべてのテナントには、周

辺の環境に配慮するよう周知することが望ましい。また、当該事業予定地が、みその都市デザイン方針対象地内での建築物の建設のため、周辺地域との情報共有や交流を行うことにも配慮するとよい。

2 個別事項

(1) 大気質

建設機械稼働や施設稼働に伴う大気汚染物質増加の抑制のため、排出ガス規制管理適合型の建設機械や車両の使用、車両の効率的な運行管理などの環境保全措置を徹底し環境負荷の低減に努めること。

(2) 騒音

当該事業予定地周辺には、公園や学校があり、また、今後住宅建設も多く予定されていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討するとよい。

(3) 景観

アクセントカラーの利用にあたっては、色彩や形状など景観面での配慮を行うとともに、彩度等の調整をするなど、周辺環境との調和に十分配慮するのが望ましい。

(4) 電波障害

電波状況が少しでも悪くなると映らなくなってしまう場合があるなどのデジタル放送の特性をふまえ、周辺に影響を与えないよう努め、影響が出た際には適切に対応すること。

(5) 廃棄物等

建設発生土、建設汚泥等の発生抑制や有効利用、再生利用量の増加や再資源化に最大限努め、やむを得ず処分する場合は、法に則り、適切に処分すること。

(6) 温室効果ガス等

設備の供用に伴い、温室効果ガス等削減に関する省エネ対策について、具体的に記載すること。

(7) 地域交通

- ・テナントの増減や種類により、交通量増加等の影響が大きくなることが想定されるため、関連車両の集中回避等運行管理を適切に行うこと。

- ・環境保全のための措置として、埼玉スタジアム2002でのイベント時は、交通誘導員の適切な配置により車両の集中化を避ける等、環境保全のための措置を徹底し、環境負荷の低減に努めるなどの、イベントに合わせた配慮をすること。

3 事後調査に関する事項

事後調査については、準備書に記載した事後調査の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、適切に実施すること。また、事後調査の結果、予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。